

平成14年度・15年度山梨県図書館協議会答申

県立図書館の運営及び活動に関する新施策の展開について

-ビジネス支援、民間活力の導入など、新たな視点からの図書館経営を
めざすために-

平成16年5月19日

山梨県図書館協議会



序　　言

山梨県図書館協議会

会長 西山賢吾

都道府県立段階の図書館の在り方に関する論議がにわかに高まり始めたのは、平成4年に公にされた「公立図書館の設置及び運営に関する基準について－文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会報告」が契機だったといわれます。

この報告は、いわゆる「案」のまま推移した「公立図書館の望ましい基準」から20年を経て、初めて我が国における公立図書館の整備の方向性を具体的に示したものとして注目されたわけですが、それが生み出された背景には、市町村立図書館の急激な整備とその後の目を見張るべき運営・活動の発展という状況がありました。

山梨県における市町村立図書館の動きは、現在、そうした全国的な状況に決して劣らない現況を示しています。むしろ、全国から注目される存在になってきているといつても過言ではないかもしれません。

しかし、こうした県内公立図書館活動を、時代に即応して、あるいは先取りする形で、もう一步前進させようとするとき、県立図書館活動に関する現状認識とその方向性が常に課題となります。そのことは、当協議会が過去に行った答申、意見具申の中で幾度となく触れてきたことですが、それはまさしく県内公立図書館活動のリード役を果たすべき県立図書館の存在の重要性が改めて見直されていることの証左でもあります。

今回、当協議会に提起された館長諮問の趣旨は、公立図書館サービスの新しい方向である「ビジネス支援型サービス」の具現化を柱とする「県立図書館の運営及び活動に関する新施策の展開」というテーマに示されているように、従来型の県立図書館サービスに、いかに新しい機能を付与していくかというところにあります。

当協議会は、その趣旨を真摯に受け止め、協議を行いました。

「図書館」は多様な機能を持つ施設であり、一人ひとりの持つ図書館に対する期待、イメージもまた様々です。

協議においては、学校教育関係者、図書館関係者、会社経営者、農業従事者、N

目 次

序 言

協議題・具体的項目

本 文

I	図書館を取り巻く社会状況をどうとらえるか	1
1	社会生活の中における「知識・情報」と「自己責任」	1
2	公平な「情報入手」ということの意義	1
3	情報拠点としての公立図書館	2
II	公立図書館サービスの新しい展開	4
1	公立図書館の置かれた状況	4
2	新しい公立図書館サービスへの取組	5
III	山梨県立図書館における新施策としての「ビジネス支援」の可能性	6
1	公立図書館におけるビジネス支援とは	6
(1)	公立図書館のビジネス支援をめぐる状況	6
(2)	ビジネス支援を行っている図書館の事例	6
(3)	ビジネス支援サービスをどうとらえるか	7
2	山梨県におけるビジネス支援の展開	9
(1)	山梨県内の社会状況と公共図書館サービスの現状	9
(2)	山梨県立図書館が行うべきビジネス支援とは	10
(3)	ビジネス支援図書館の視点から見た山梨県立図書館の現状	11
(4)	山梨県立図書館は何をすべきか—具体的な施策の内容	15
IV	これからの課題と展望	19
1	市町村立図書館、博物館等との役割分担	19
2	NPO、ボランティアとの協働	19
3	新施策を開拓する上での新館建設の必要性	20
	おわりに	21

資 料

1	平成14年度・15年度山梨県図書館協議会委員名簿
2	協議経過

協議題

県立図書館の運営及び活動に関する新施策の展開について
—ビジネス支援、民間活力の導入など、新たな視点からの
図書館経営をめざすために—

具体的な項目

- 1 公共図書館サービス展開の新しい方向性と県立図書館の役割について
- 2 県立図書館における「ビジネス支援・起業家支援の可能性」について
 - (1) 県立図書館の役割と具体的な施策の展開方法について
 - (2) 新たな図書館サービス提供を目指すための体制整備について
 - (3) NPO、PFI方式及びボランティアの導入による図書館運営の可能性について

PO法人代表、経済団体関係者など、当協議会の多様な委員構成を反映して様々な意見が出されました。特に、「ビジネス」という言葉、公共図書館のサービスを「特化」「重点化」するということに関して、各委員のとらえ方に相違はありましたが、協議を進める中で共通認識を持つこともできました。

それは、次の三点です。

- 1 県民生活の向上、活性化に役立つ県立図書館サービスの構築は時代の要請であること。
- 2 「ビジネス支援」は、その中の大きな要素になるであろうこと。
- 3 新たな施策を展開する場合でも、公立図書館の基本的な任務を疎かにしてはならないこと。

近年、社会の情報化の進展や構造の変化は急速です。このような状況下で、図書館をめぐる動きも目まぐるしいものがあります。公立図書館に対しては「NPO法人、ボランティアとの協働」「PFI方式(注1)による図書館建設、運営」「図書館の社会的意義と公共貸与権(注2)」「ネットワーク社会における個人情報保護」など、新たな問題提起もされ始めております。

私たちは、図書館に関する課題について研究協議を行う場合、図書館をめぐるこのような動きを常に注視せざるを得ません。なぜなら、県民、住民の生活、あるいは地域社会に役立つ公立図書館サービスを志向するときに、まずもって、公立図書館の存在がそこに認められるものでなければならないからです。

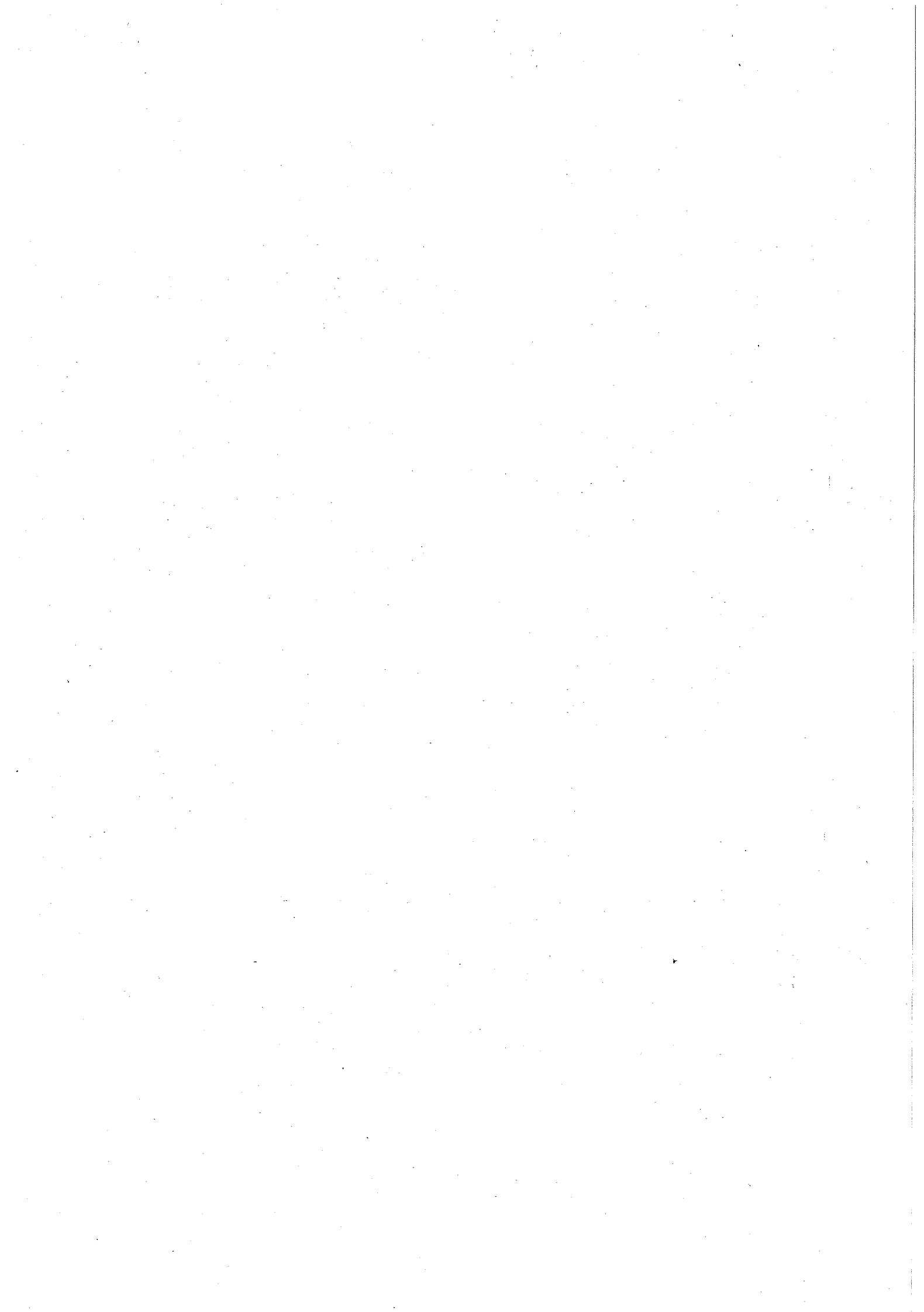
当協議会が、県立図書館長の諮問事項に対する答申を行う趣旨の第一に、そうした時代認識の必要性があります。

この度、県は、新たに策定された長期計画の中で、新県立図書館を複合施設として整備する旨の施策を公表しました。そして、すでに「県立図書館等複合施設基本構想検討委員会」による検討が開始されていると聞きます。

当協議会による今回の答申を、そのような場を通じて今後順次具体化していくであろう新県立図書館整備に向けた検討・研究協議に資する素材としてご活用いただくことを期待しております。

平成16年5月19日

本 文



I 図書館を取り巻く社会状況をどうとらえるか

1 社会生活の中における「知識・情報」と「自己責任」

1990年代初頭以降、我が国の経済成長率は伸び悩み、低成長時代に入ったことで、経済状況は大きく変化した。特に、地方における中小企業や地場産業の景況の厳しさは深刻で、国を挙げての支援対策にもかかわらず回復の兆しはなかなか現れず、完全失業率も依然として高い。こうした状況は、経済のみならず、社会状況の悪化にも影響を及ぼしている。

これを活性化させるには、国や行政機関が「構造改革」に代表される既成の枠組みの見直しに積極的に取り組むとともに、国民一人ひとりにおいても個性、創造性を發揮し、自ら活力ある社会を構築していくことが必要であろう。

これから時代は、個々人が自らの責任において、行動するための状況分析と判断を主体的に行わなければならない社会構造になっていくものであり、その動きは加速していくと考えられる。

このような「自己責任」を基本とする社会は、私たち個々の人間がその行動を自律的に決定することを根拠として成り立っている。こうした社会が機能するためには、なんといっても、決定をするまでの判断や状況分析に有効な判断材料となる知識や情報を、すべての人々が公平に入手できるような環境が整備されていることが重要な要素となる。同時にまた、それを的確に活用できる能力を各個人が備えることも前提となるべきであろう。

こうした考え方は、個人の行動規範としてのみならず、企業や団体といった組織的な活動に対しても適用されるべきものである。社会全体として、従来の相互依存的な体質から抜け出して、自己責任を発揮することが求められているともいえるのである。

そのような社会の構築の前提、あるいは最も重要な要素として、すべてに公平で的確な知識や情報の入手手段の確立とその活用能力の醸成が挙げられる。

2 公平な「情報入手」ということの意義

社会活動のあらゆる場面で情報活用の重要性が増しているのは紛れもない事実である。取り分け、コンピュータやその他の通信技術の発展、特にインター

ネットの飛躍的な拡大などにより、情報入手のチャンネルは多岐にわたり、情報量も膨大なものになってきている。また、従来限定的な公開しかなされなかつたいわゆる「公的情報」の開示などにより、ますます情報の透明性やアクセスの公平性が進もうとしている。

こうした状況は、一見情報入手を容易にしているように見える。しかし、情報は入手できるものの、それを的確に活用するための能力が備えられていないと、大きな情報の海に飲み込まれてしまうことになる。

一方、利潤追求を原則とする企業活動においては競争原理として必ずしも「公平」な情報入手の方法論確立というのはなじまない側面があることは確かであろう。しかし、大企業や大きな組織基盤を有する団体が情報入手に有利となって、結果的に情報が独占されるような状態は経済の活力を奪い、「起業」の可能性をも狭めることになりかねない。

経済の活性化のためには、特に、地方の中小企業従事者や起業家に公平な情報アクセスを保障する必要があり、そのための基盤整備に取り組む必要がある。

公平で自由な情報アクセスは自由主義経済の発展を保障する前提でもあり、新しい事業創出への道を多くの起業家に開放していくためには、的確な情報へのアクセスの仕組みを社会基盤として整備していくことが望まれる。

かつて経験したことのない情報化社会の到来は、ある意味では私たちにとっては未知の部分もあるが、その根幹を成す「情報」そのものをいかに取り込み、有效地に機能させていくか、これから社会の共通の課題となっているということに留意するべきであろう。

3 情報拠点としての公立図書館

情報活用能力の養成と情報アクセスの公平性の確保は、これから日本が健全で民主的な社会を維持するためにも、また、産業・経済活動を活性化させるためにも必要な条件である。このために、既に様々な面で社会基盤の整備が行われているが、その中で、地域社会の情報拠点として最も汎用的にその活用が期待されるのが公立図書館であろう。

いうまでもなく公立図書館は、地域社会に立脚した施設であり、あらゆる分野の知識の記録物（資料）を収集し、これらを多様な課題解決のために情報と

して提供する専門的施設である。

公立図書館には多くの図書や雑誌などの資料が備えられ、コンピュータシステムによる他の図書館との資料情報の交換や外部の各種情報源へのアクセスも可能になっている。中でも、他の施設と比較して特筆されるのは、情報を整理し、探索して提供する専門職員（司書）が配置され、膨大な情報の中から必要な情報を取り出して提供する仕組みが整えられていることである。

しかし、これまでの公立図書館の存在は、必ずしもこうした視点でとらえられてはいなかった。

その役割はどちらかといえば、個人の趣味や娯楽のための読書や学習の場といった役割に重点が置かれていた印象が強く、人々が生活していくために必要な課題解決に有効な情報提供機能、あるいは実際の産業経済活動に直結する利用目的が前面に出ることは少なかったといえよう。

現在、国や都道府県では、厳しい経済状況に対して、税制、金融などの面での直接的な優遇措置やソフト面での様々な産業支援策が展開されている。長期にわたって低迷する日本経済の活性化を促し、地域社会を豊かにするための総合的な政策展開も試みられている。

県や市町村の公立図書館においても、図書館として果たすべき機能を十分に発揮する中で、社会に対して重要な役割を果たす時期に来ているといえる。

近時、新しいサービスの方向として注目を集めつつある公立図書館の「ビジネス支援」への取り組みは、正に、こうした公立図書館が持つ本来の機能を十分に発揮する好機である。

当協議会は、今回の諮問の趣旨を酌んで、こうした「ビジネス支援」に代表されるような産業経済あるいは生活に直結する利用ニーズに応える新しい公立図書館サービスの展開の方向性について追求することを目標としている。

そして、いわば本県における「公立図書館のビジネス支援サービス」を志向する上で、県立図書館が先駆的に果たすべき役割・機能に関する具体策立案のために有効な施策の方向を提起したいと考えている。

I 公立図書館サービスの新しい展開

1 公立図書館の置かれた状況

我が国の公立図書館は、1970年代以降急速に整備が進み、現在全国に約2,600館が設置されている。公立図書館は、今では最も身近な公共施設として地域住民に親しまれる存在となっている。

しかし、依然として全国の自治体の半数近くには図書館がなく、地域間格差、サービスの質的格差はむしろ拡大している。さらに、利用者層の固定化も見られる。

図書館関係者は、問題点の解消に努め、図書館を成熟した社会になくてはならないものとする必要があろう。

また、高度情報化社会の進展は、図書館資料の多様化と量的な増大、利用者側の要求の複雑化・高度化の状況を顕在化させた。

インターネットの普及による距離や時間の制限を超えた情報入手の広がりは、非来館型利用という新たな要求も生み出した。

利用者が自宅のパソコンで図書館の蔵書を検索し、貸出を申し込む、貸出中の場合は予約する、資料は近くの貸出拠点に取り寄せ、都合のよい時間に受け取る、調査依頼、複写依頼もE-mailで行う、といったものは既に部分的にではあるが実現している。

図書館側でもホームページの充実やデータベースの公開、資料のデジタル化による全国への情報発信など、新たな情報通信技術を活用した活動への取り組みが見られるようになった。

その一方で、近年の自治体財政の深刻な状況は、公立図書館の運営面に予算減額や人員削減などの直接的な影響として現れており、右肩上がりだった公立図書館の整備を後退させかねないものとなっている。

さらに、現在の公立図書館の全般的な運営の在り方について、著作者、出版社の一部から「貸出中心（偏重）主義に陥っているのではないか」との批判がなされるなど、サービスの基本にかかわる問題を提起する動きも現れている。

このように、公立図書館が担う行政的役割と公共サービス提供の在り方についての改革論議が表面化し、本や出版メディアをめぐる環境も激変するなど、

公立図書館は、まさに社会的な潮流の大きな波の中で、その存在意義の根幹をすら問い合わせられる状況になってきているともいえるのである。

2 新しい公立図書館サービスへの取り組み

公立図書館は、社会の「知のバックグラウンド」として広範な資料情報を集積する責務を負っており、幅広い分野の資料を収集、蓄積し、それを利用するための目録情報を作成し利用に供してきた。このことを考えると、図書館には既に膨大な知的資源が蔵されているといえる。

しかし、その集積した資源は、それを必要としているすべての人に、効果的に提供されてきたかというと疑問が残る。これまでの図書館活動が一般社会人が日常生活で直面する課題の解決や仕事、取り分け産業経済活動に役立つものであったか、改めて検証する必要もあろう。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月18日 文部科学省告示第132号）では、電子資料や外部情報の提供、高齢者へのサービス、在住外国人へのサービスなど新たな取り組みが示されている。これは、図書館は本来持っている多様な機能を発揮して社会に積極的に働き掛けるべきこと、それを通じて潜在的な利用者層の掘り起こしに努めるべきことの指摘である。

また、文部科学省が平成16年度の施策として打ち出している「社会教育活性化21プラン」においても「キャリアアップ・ビジネス支援」「高齢者支援」「子ども支援」「情報提供支援」など様々な機能を持つ課題解決型教育機関としての役割が提言されている。

今、公立図書館は、「蓄積した資料情報の利用を待つ図書館」から、地域社会に役立つ存在であることを示すため、積極的に新しいサービスに取り組む「行動する図書館」への進化が求められているのである。

Ⅱ 山梨県立図書館における新施策としての「ビジネス支援」の可能性

1 公立図書館におけるビジネス支援とは

(1)公立図書館のビジネス支援をめぐる状況

ジャーナリスト菅谷明子氏の報告「進化するニューヨーク公共図書館」(注3)は、ニューヨーク公共図書館の研究図書館、科学産業ビジネス図書館(SIBL=シブル)の徹底したビジネス支援、起業家支援を紹介し、話題となつた。

経済産業界も、充実しつつある図書館へ注目し始め、R I E T I (独立行政法人経済産業研究所)は平成14年9月に「動き始めたビジネス支援図書館」、平成15年7月に「アメリカ公共図書館のビジネス支援」をテーマにシンポジウムを開催し、多くの参加者を集めた。

国においても前出の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中で、公立図書館は「科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。」と提言している。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」、いわゆる「骨太の方針」の中でも「雇用機会の創造」として、ビジネス支援図書館の整備が提案されている。

図書館界においても、教養型の利用形態に加え、課題解決型の利用の広がりを見る中で、ビジネス支援への関心も高まり、ビジネス支援図書館が全国に生まれることを支援することを目的に、平成12年12月に「ビジネス支援図書館推進協議会」が設立された。

このような流れの中で、少しずつではあるが、各地の図書館でビジネス支援の取り組みが見られるようになっている。

(2)ビジネス支援を行っている図書館の事例

□ 神奈川県立川崎図書館

工業地域であるという地域性を生かし「科学技術」と「産業分野」に重

点を置き、工業所有権関係資料、科学技術関係雑誌、外国語科学文献等の資料の収集や利用者用インターネット環境の整備などを行っている。

□ 浦安市立図書館（千葉県）

「大人のための図書館」を標榜して、ビジネス関係資料収集と並行し、ビジネス系データベースの導入やレファレンスの充実、講演会などを開催している。

□ 秋田県立図書館

行政情報や地元の企業情報の収集・蓄積を積極的に行い、ホームページ上にビジネス関連リンク集を設けている。情報ボランティアの活用なども積極的に行っている。

□ 小平市中央図書館（東京都）

「ビジネス支援図書館推進協議会」と共催で、市民を対象に、起業のノウハウやビジネスプランの作成の相談、ビジネスに関する情報検索や図書館利用法などを内容としたビジネス支援セミナー（全5回）を開催した。

□ 東京都立中央図書館

東京商工会議所内に設けられたビジネス支援ライブラリーとの連携を図り、図書館間のネットワークを活用した資料提供とレファレンス支援を行っている。

もちろん、いずれの館もビジネス支援サービスだけに絞って運営されているわけではなく、従来からの基本的な図書館サービスを保障した上で、ビジネス支援を行っている。本来的に図書館が住民に果たすべき役割の中に、ビジネス支援を位置づけ、サービスの拡充を図っているわけである。

このように、ビジネス支援は、個々の図書館のサービス内容が一定以上の水準に達し、図書館活動が成熟して初めて効果的に展開できるといえよう。

(3) ビジネス支援サービスをどうとらえるか

ここで改めて「ビジネス支援」をどうとらえるべきか考えてみたい。

本協議の中でもこの言葉については様々な考えが述べられた。例えば「企

業の経済活動への支援というイメージが強い。」「大企業、会社よりビジネスにかかわる個人への支援を中心とすべきである。」「もっとビジネスを広くとらえるべきではないか。」などである。

その中で、「ビジネス支援は他のサービスを切り捨てて行うものではない。これを行ったために他のサービスが低下するないように努めるべきである」という点は共通の意見であった。

また、ビジネス支援はビジネスに直結するものを収集提供するだけでなく、多岐にわたる蓄積された資料を情報として提供したり、これらをビジネスに役立つように編集・加工を行うことでもあるとの意見も出された。

全く新しい観点から資料を収集するというより、図書館は、これまで集積してきた幅広く厚みのある資料を生かし、世の中に散在する情報を統合することで、利用者にとって新しい視点となるような知の発見の場となることが望まれる。

ビジネス分野についていえば、プランニングやアイデア創出、事業の創造性、起業のヒントといった事業の基盤・背景となる情報のプールというイメージであろう。

図書館における「ビジネス支援」とは、ビジネスマン、経営者が自らの仕事や生き方を見直すきっかけとなるような情報を提供することであり、図書館における「ビジネス支援サービス」は地域、日常生活に密着したもの、日々の仕事や生業（生計を立てる手段）に役立つ、あるいはそれらの源である個人の内面を豊かにするためのサービスととらえるべきである。

このサービスを考える上で条件となる「ビジネス」の状況は、人口規模、経済・産業構造の違いもあり中央と地方では大きく異なる。

山梨県立図書館が行うビジネス支援は、山梨という地域の実情に即したサービスの展開が必要である。

次に、山梨県立図書館におけるビジネス支援の在り方について、具体的に考えてみたい。

2 山梨県立図書館におけるビジネス支援の展開

(1) 山梨県内の社会状況と公立図書館サービスの現状

景気低迷が続く中、山梨県内の地場産業や中小企業等における状況は、ますます厳しさを増している。こうした現況を受け、山梨県でも、地域産業活性化のビジネスモデルづくりや社会基盤整備、中小企業者に対する金融面からの支援を中心とした「山梨版景気対策（中小企業・雇用対策）」など様々な支援を行っている。

しかし、一方ではこのような県の施策の展開に関する行政情報が十分に提供、活用されていないのではないかという懸念も生まれている。

これらの情報が公立図書館を通じて手軽に得られ、利用することが可能になれば、施策が効果的に展開できるとともに、図書館の存在が、県民にとって今以上に身近なものになるのではないかと思われる所以である。

公立図書館は、今こそ住民・県民との接点にあって、常に行政サービスの一翼を担っているという自覚を改めて持つべきであろう。

山梨県においては、県立図書館が県内全域の利用者サービスを直接担っていた時代が長かったが、昭和62年の石和町立図書館開館以来、市町村立図書館の整備が急速に進められ、現在、県内56自治体のうち32自治体に図書館が設置されている。（平成16年4月1日現在）

市町村合併により、図書館設置率そのものの変動は激しいが、現在の設置率57%は全国平均を上回り、県民人口の約80%以上が図書館設置自治体に居住するという状況になっている。

また、各館での広域利用（設置自治体の住民以外への利用拡大）や「山梨県図書館情報ネットワークシステム」の充実、資料の搬送体制の整備などに伴い、市町村立図書館を中心に県民の図書館利用は飛躍的に伸びている。

山梨県立図書館では図書館未設置地域に居住する県民に対しては、求めに応じ、公民館図書室等読書施設への図書の長期一括貸出や運営への指導助言を行い地域間格差の是正に努めるとともに、成長しつつある市町村立図書館の支援を運営の基本方針とし、ネットワークの拡充やレンタルサービスの強化を行ってきた。

このような図書館運営に関する「基盤づくり」「役割調整」「ノウハウの蓄積と提供」は、県立図書館の重要な機能であり今後もこの方針を更に重視、発展させるべきであろう。

また、その一方で今後は時代に対応した新たなサービスを構築することも重要である。

長引く経済状況の低迷や社会環境の変化は、公共機関や公的なサービスに対する厳しい評価となって現れてきている。効率化の度合いや費用対効果、貢献度などを明示し、長期的成果だけではなく短期的、具体的に成果を現す必要性も求められている。

このようなことから、県立図書館においても、背面から県内公立図書館活動を支える役割をより強固にしながら、一方では目に見える形で“山梨県立図書館ならでは”的サービスを確立することが必要な時代になってきている。

それが、日常の生活、生産活動全般に「役に立つ」図書館サービスとしての「ビジネス支援」の具現化であろう。

(2) 山梨県立図書館が行うべきビジネス支援とは

山梨県立図書館の目指す「ビジネス支援図書館」像は、経済面だけではなく、地域性を踏まえ、広くとらえた「働く人を支援する図書館・仕事に役立つ図書館」であるべきと考える。

具体的には次のようなものである。

- ・個人の経済活動と地場産業に携わる人への情報提供
- ・地域づくりにかかわる人への情報提供
- ・就職を希望する人への情報提供
- ・これらの支援を通じた地域の活性化支援

単に「ビジネス支援」といっても、その対象は、工業・商業・農業・サービス業など非常に幅が広く、すべてを網羅的に対象とすることは組織体制、予算措置等経費面などを考えても相当な困難を伴う。

そこで、山梨県の地域的状況も踏まえ、県立図書館としては、地場産業の中から「山梨らしさ」を特徴付ける分野を選び、長期的にサービスを充実させる方法を考えていきたい。

例えば、地場産業の中から果樹、ワイン、宝飾、印章、和紙、織物など山梨らしい分野を選び、それに関する資料を集中的に集めるほか、これらに関する資料・情報のデータベースや業界、関係機関とのリンク集の構築も考えられる。集める資料は図書、雑誌だけではなく、統計類、パンフレット類（「ワインリーの案内」など）、ちらし・広告類、地図、ホームページの記録など幅広いものを想定する必要があろう。

図書館として地場産業を支援することは、直接県民のためのビジネス支援のみならず、山梨県の特徴としての産業を全国に発信するということにもつながる。

地場産業の資料を集積することで、その利用を目的に県内外から人が集まり、周知され、物が動き、産業が活性化する。これは間接的なビジネス支援ともいえる。

図書館は日常生活に基本を置いた学習施設、情報提供施設であり、必ずしも観光施設となるものではないが、「人が集まる図書館」、いわゆるコミュニティプラザ、情報交換の場としての図書館という視点も必要である。

ビジネス支援を行うことは、総合的な学習の時間での地域産業の学習への活用や図書館以外の機関、団体との連携による新たな情報発信機能の構築、また、地場産業資料の紹介などを通じた姉妹州、姉妹都市との連携協力など新たな機能の拡大につながることも期待できる。

そのためにも、企業交流会や各種セミナーの企画支援や、ビジネスに役立つ情報を積極的に発信することにより山梨県立図書館が行う「ビジネス支援」の認知度を高めていく必要があろう。

(3) ビジネス支援図書館の視点から見た山梨県立図書館の現状

新たな図書館サービスの提供を考えた場合、それを行うための体制整備が必要になるが、山梨県立図書館はどういう状況にあるか、現状とその対応について指摘したい。

【施設、設備面の現状】

まず、閲覧スペース、書庫などの資料収蔵スペースの不足が目立つ。

県立図書館としての全体の延床面積は約4,250m²であるが、構造上、

一般図書は2階閲覧室（1,138m²）に集中して開架されており、資料の増加に対し、慢性的なスペース不足となっている。そのため、増加図書のほとんどが書庫に収納され利用者の目に触れにくいなどの問題点がある。書庫内も既に収蔵冊数の限界に達しており、現状のままでは根本的な問題解決は図れない。新たな施設を前提とした書架の増設、閲覧スペースの拡大を考えるべきである。

また、現在は、1階にある受付（貸出・返却・登録）カウンターと2階の調査相談カウンター、4階の郷土資料室カウンター、別の入口となる子ども室のカウンターなど細かく分けられているが、これらを再検討し、効率的な窓口配置を考える必要もある。

ビジネス支援を行う上で情報検索は欠かせない。現在、館内にはインターネット端末は固定型が3台、ノート型が5台あるが、十分とはいえない。利用者用インターネット端末の増設や持ち込みのP C端末の利用を可能にするネットワーク環境の提供など利用者用の情報設備の整備に努めることが必要である。

これらをこれまでの活字資料と融合させたビジネス支援コーナーや情報検索コーナーなどの設置を検討する必要があろう。

【機能面の現状】

現代の図書館において情報通信技術を活用したサービスは欠かすことができないが、この点、山梨県立図書館の取り組みは一定の評価ができる。

E-mailによるレファレンスサービスは距離や時間による利用の制限を超えるものとして効果的であり、なお一層の充実を図るべきである。

また、これまで蓄積してきたレファレンスデータのデータベース化による公開は全国でも先進的な試みとして評価できる。今後、このデータベースを全国的に共有化することも必要であろう。

平成15年度、新たに開設した「お調べしますコーナー」は行政の政策形成への支援として効果的であり、様々な方法により積極的に周知を図るべきである。

これらの取り組みを通じ、レファレンス機能を一層高めるとともに、IT

を活用した非来館者の利用要求にも対応できるビジネス支援図書館としての体制－非来館型（注4）を確立すべきである。

【資料情報面の現状】

平成12年度・13年度の山梨県図書館協議会答申「新しい時代における山梨県内の図書館活動をいかに進展させるべきか」の中で山梨県立図書館は「ハイブリッド・ライブラリー（注5）」を目指すことが提言されている。

これは、これまで収集の中心であった紙資料に加え、電子媒体による資料情報（CD-ROM、外部データベースなど）の集積に努め、両者を融合させたサービスを提供する図書館である。ビジネス支援の面から見てもこの視点は重要である。

山梨県立図書館の紙資料は残念ながら極めて不十分である。

全国の都道府県立図書館の中で、蔵書冊数は最下位であり、雑誌のタイトル数も下位、新聞のタイトル数は最も少ない。

この現状を踏まえ、ビジネス分野の図書の充実を念頭に置きながら幅広い資料情報の収集に努めるべきである。

ビジネス関係のレファレンスにも対応できる参考図書の充実、郷土資料としての県内の企業情報の収集、雑誌、専門誌（紙）、業界紙（誌）の充実は特に重視すべきで、そのための予算増額が必要である。これらの充実により、図書館からの山梨県（県民）への働きかけを強め、より山梨らしい図書館の実現をめざしたい。

外部データベースについては、現在、導入しているものは、山梨日日新聞データベース、日経テレコン21、朝日新聞DNAの3種類であるが、この種の情報源の必要性は今後ますます高くなることが予想される。

各種信用調査会社が構築したビジネス関係データベースや「政策情報プラットフォーム」などの国の施策、政府情報に関するデータベース、明治期から戦前にかけた新聞のCD-ROMなどの充実も図るべきである。

現在、山梨県立図書館ではインターネットの利用、外部データベースの利用は無料となっているが、今後は有料化の問題も大きなテーマとなろう。適切な費用負担の在り方を検討した上で、引き続き無料又は低額で利用できる

よう工夫すべきである。

【人的資源面の現状】

現在、山梨県立図書館の職員数は35人、うち専任職員は24人、うち司書は18人となっている。これは（社）日本図書館協会発行「日本の図書館2002」で人口同規模県の県立図書館と比較すると次のようになる。

図書館名	人口(万人)	専任職員数	うち司書数	備考
山梨県立	89	24	18	平成16年3月31日現在
佐賀県立	88	29	3	
福井県立	83	36	27	2館の合計
徳島県立	83	34	26	
高知県立	82	24	10	

山梨県立図書館は、他県に比べて専任職員数が少ない状況にある。職員数の確保、増員は大きな課題である。

司書職員数については、本県では、司書職採用を行っているため、配置率は比較的高い。これは、「県民の日」に行っている図書館利用者アンケートでも職員体制への高い評価となって表れている。

起業する人や仕事で課題を抱えている人へ適切な支援を行うためにも、的確な資料情報を提供するための専門的知識を持った司書の採用を続けることが重要である。

現在、職員に対しては、館内研修のほか、県立図書館の主催研修、山梨県公共図書館協会の研修、（社）日本図書館協会の研修、研究集会、セミナーなどがあり、積極的な参加が図られているが、なお一層研修の機会を増やし、人材育成に努める必要がある。これについては後述したい。

【ビジネス支援面の現状】

山梨県立図書館のビジネス支援はまだ緒に就いたばかりである。

これまで見てきたように、情報通信技術を活用したサービスの取り組みや情

報環境の整備、データベースの本格導入の開始、司書の配置と研修の実施などビジネス支援を展開する条件は揃いつつあるが、今後もこの方針はさらに進めるべきである。その一方で、現状では解決できない問題もある。施設の狭隘化や長年の資料費据え置きによる資料の不足はことに深刻で、新しい施設や資料費増額を真剣に検討する時期にきているといえる。

そのためにも、現時点で、図書館はビジネス支援として具体的に何をするのか、あるいは、何をすべきなのかを明確にしておく必要があろう。

次にこの点について考えてみたい。

(4) 山梨県立図書館は何をすべきか—具体的な施策の内容

今まで述べてきた視点に基づき、「働く人を支援する図書館・仕事・産業に役立つ図書館」として山梨県立図書館は何をすべきか、以下に具体的な提言を行う。

① ビジネスに役立つ情報の集積と発信

課題解決型、特にビジネス分野の利用を意識した上でどのような資料情報の収集に努めるか改めて考えるべきである。

まず基本は「統計情報」であろう。なお一層の参考図書の充実に努めるとともに、インターネット上の情報にも目を配り、正確で迅速な提供を行う必要がある。

市場の動向を知る上で「マーケット情報」は欠かせない。新聞・雑誌など速報性のある資料の充実が望まれる。「各種業界情報」、特に地域の企業情報については、資料として刊行していないものも多く存在している。

関係機関、団体と連携協力し積極的な収集に努める必要がある。

ビジネス分野ではいかに多くの情報を持っているかが成否の鍵ともいわれる。これは人脈とも言い換えられる。「専門家（人材）、業界、施設などのリスト」は有用な資料となり得る。

また、「進路や職業選択等に役立つ資料情報」は学生のみならず一般社会人にとっても必要である。

起業家、経営者にとって「行政情報」として国、県、市町村の政策を知ることは不可欠であり、ビジネスマンが事業の企画書、提案書を作る上で

も有用である。

しかしながら、これらの資料は通常の流通に乗らないものも多く、刊行されたという情報も得にくい。これらを漏らさず収集するためには、日頃から行政機関に県立図書館の役割を知ってもらう必要があろう。

現在、全国各地には様々な分野の資料館、博物館などがあり、「専門情報」が集積されている。今後は、図書館単独では集めきれないこれらの情報を図書館サービスに活用する工夫も必要となろう。

図書館はこれらビジネスに役立つ情報を収集するとともに、リンク集やブックリストの作成などの編集・加工を行い、効果的に情報発信すべきである。特に地場産業である果樹、ワイン、宝飾、印章、和紙、織物などに関しては力を入れ、全国に山梨らしい情報を発信したい。

② 行政機関及び議員への支援協力

県では経済産業のみならず、すべての分野にわたり県内で生活する人たちを支援する施策を行っている。県立図書館がこうした行政機関の政策形成や事業の企画に役立つ情報を関係部局へ提供することは県民への支援という意味でも重要である。新たに開設した「お調べしますコーナー」の周知に努め、このサービスを充実させていくことが必要である。

現在、県の各課とも開かれた行政を目指して情報公開に努めているが、県民にとって、県庁という組織はまだ敷居が高く、気軽にに入って情報を得るということは難しい。その意味でも図書館が行政機関を支援し、つながりを深めることで県民に役立つ資料情報を収集し、提供するということの意義は大きい。

また、県民の代表として県政を担う県会議員の活動を支援することも県民へのサービスと言える。県議会図書室とも緊密な連携を図りながら議員に情報を提供し、県政の課題解決に役立ててもらうべきである。このことが、議員の図書館への理解を深めることにつながり、新しい施策を展開する上で大きな力になると考える。

③ 学校図書館及び学校（教職員）への支援

今、学校図書館は総合的な学習の時間や調べ学習に活用する場として期待されている。しかし、現実は蔵書数も少なく市町村立図書館や県立図書館などの積極的な支援が必要である。

学校図書館法の改正により配置が義務付けられた司書教諭への支援協力も必要であろう。

初めて学校図書館担当者となった人のための図書館業務の解説や県立図書館の利用案内を作成したり、司書教諭や学校司書を対象とした情報検索、図書館利用の研修を行うべきである。

また、地場産業情報の収集と生徒用のリストの作成は「総合的な学習の時間－地域産業の学習」などの教材に活用することも可能で、山梨らしい学校図書館支援の在り方といえる。児童、生徒のための郷土資料、地域資料を収集し、コーナーを設け、利用指導を行うことも考えたい。

進路や職業選択等に役立つ資料の収集も学校図書館支援の大きな柱となり得る。

こうしたビジネス支援の視点に立った学校へのサービスは、子どもたちが進路としての「ビジネス」を見つめるきっかけとなる効果も期待できる。

あわせて学校の教職員（司書教諭を含む）の教育活動への支援もビジネス支援の一環としてとらえたい。県立図書館が教職員に役立つ情報を提供することにより、これらの人々の図書館への信頼が高まり、利用の促進が期待される。このような動きは学校図書館の充実にもつながるものと考えられる。

④ 人材育成と連携、コーディネート機能の強化

新たなサービスを提供するためには、それを担当する人的条件が最も重要な要素である。

これまで企業が公立図書館を利用しなかった理由の一つには、職員の経済・産業分野における専門性に疑問が持たれていたことが挙げられる。

こうした点を払拭するためにも、従来の方法に基づく職員研修を一步進め、例えばインターネットサイトの評価を可能にする能力を養ったり、ビ

ビジネス動向への知識や地場産業への理解を高めるためのセミナーや会合に積極的に職員を参加させ、ビジネス支援に必要な能力を高めるとともに、この分野での人脈を広げることにも努めるべきである。

職員自らも、地域で開催される様々な分野の研修や会合に積極的に参加するなどの自己研鑽を積み、山梨に関する理解を深めることも山梨らしい図書館活動を展開するためには欠かせないだろう。

ビジネス関連の情報提供は、迅速に、効果的に行われなければならぬ。そのためには、個々の図書館が努力するとともに、様々な機関と連携することが不可欠である。

県には工業技術センター、宝石美術専門学校、果樹試験場ほか様々な専門機関があるが、図書館はこれらと連携し、その蓄積した情報を活用するとともに、行政機関同士をつなぐ役割も担う必要がある。

あわせて県内各地の商工会や商工会議所などの経済産業団体、各業種の組合、協会、連合会などの業界団体とも積極的な情報交換を行いたい。

また、先に事例で取り上げた先進図書館との情報交換の場を設け、それを通じてサービス内容の深化を目指すとともに、総合的なレファレンスデータベースを構築し、レファレンス事例の共有化も図るべきである。

その際には、経済産業研究所やビジネス支援図書館推進協議会など、この分野で既に実績がある機関の協力を求めることが必要となろう。

⑤ 人的支援など

県内にある関係機関、業界団体や専門知識を持つボランティア、NPO法人とのかかわりも重要である。図書館としてこれら外部の機関を支援する体制を整備し、連携協力を図り、互いの持つ人材や情報を活用し合うことが重要である。そのためには、図書館側がコーディネート機能を持つことが必要であり、そのような能力を持つ職員の育成に力を尽くすべきである。

そのほか、市町村で展開され始めた地域に根ざしたビジネス支援の動きを資料情報の提供や助言、研修の開催、事業の共同実施などを通じて支援したり、国際化の視点から山梨県と関係の深い姉妹州、姉妹都市、

友好都市の産業、文化の紹介を行うことなども考えていきたい。

山梨県立図書館は、山梨県（県民）に欠かせない存在として、これらの活動を通じて、なお一層、本県の文化を発展させ、その全体像を未来に伝えるという使命を果たすべきである。

IV これからの課題と展望

1 市町村立図書館、博物館等との役割分担

山梨県立図書館にとっての大きな課題は、充実してきている市町村立図書館との関係をどのように考えるかである。

資料面、サービス面ではっきりと役割分担をする部分、重複しても行うべき部分などについて明確にしておく必要がある。

現在、都道府県立図書館の在り方については、市町村立図書館の機能をも含んだものであるべきか、はっきりとした役割分担を前提としたものであるべきか議論が分かれているが、これについては、山梨県立図書館としての考えをまとめた上で、県内市町村立図書館と協議しておく必要があろう。

また、既存の県立施設との関係においても、機能の重複が見られる県立文学館や美術関係の図書資料を有する県立美術館、特に、近く開館する山梨県立博物館（仮称）との役割分担を明確にすることは、新施策を展開する上で不可欠である。専門の協議会などの場で、それぞれの役割について整理し、重複した機能を調整し、効率的な運営に努めることが重要と考える。

2 NPO、ボランティアとの協働

このところのNPO法人やボランティア（グループ）の活発な活動には注目すべきものがある。

社会的な使命、役割を果たす組織体であるNPOと個人単位の自主的な活動であるボランティアとは本来は別のものであるが、社会へ働きかける力の大きさには共通のものがある。ビジネス支援サービスを展開するためにも、これら外部の協力、協働、提携等は不可欠である。

特に、専門的知識、技術を持つNPOやボランティアなどと協働することはサービスのレベルアップにつながるとともに、図書館活動への住民参加の機運を生み出す意味でも効果的である。

山梨県立図書館は、これまで本格的なボランティアの導入は行ってこなかつたが、ボランティア活動が社会の中で占める状況を踏まえ、十分な準備をした上で導入を図る必要がある。

しかし、その際にはNPO、ボランティアの自主性と多様性を尊重した上で、対等なパートナーとしての関係を持つべきで、決して業務の下請けとしてはならない。

行政のコスト削減、職員の減員を主目的とするのではなく、民間活力導入によるサービス拡充の発想を基本とすべきである。同時に、図書館側が調整機能を持つこと、NPO職員、ボランティアへの研修を行うことも必要となろう。

今、ボランティア、NPOの活動で新たな「公共性」の概念が生まれつつある。行政のみが公共性を担うものではないとの考えである。

しかし、このような状況だからこそ行政機関の果たす役割は大きくなっている。公立の図書館においても、改めてその公共性とは何かが問われているのである。

新たな施策を志向する場合でも、多様な情報を集積し、求める人に徹底してこれを提供するという公立図書館運営の基本理念にいつも立ち返る必要があるといえるであろう。

PFIに代表される民間資金の活用、民間企業への委託についてはまだ事例も少なく、判断しにくい状況にある。ここでは、その可能性について注目すべきであるとの表現にとどめたい。

3 新施策を展開する上での新館建設の必要性

県民に新たなサービスを提供し、利用を拡大するためには県民が利用しやすい条件を整備する必要がある。

現在地にある現状の施設では、わずか5台分しかない駐車スペース、手狭となっている閲覧室、既に収蔵能力の限界を超えている書庫など、問題点が山積されており、根本的な解決は図れない。建設後30数年を経過する現施設での

サービス展開の限界は、これまで幾度となく指摘されてきたことであるが、「ビジネス支援サービス」のような新しい方向を目指す場合、施設面における不備は取り分け深刻な問題となる。

この点での改善を十分検討し、「本」「情報」「人」「ネットワーク」のバランスの取れた県立図書館を目指すべきである。

今回、県は県立図書館の整備について、複合施設として検討する方向を提起し、新聞紙上などでも新県立図書館立て替えの話題が報道されているが、単に建物が新しくなるだけでなく、サービス面においても新しい展開を期待したい。

「図書館とはソフト事業である」ということを忘れてはならない。

具体的な新館の機能やイメージ、生涯学習との係わりなどの提示は別の機会に譲るが、新県立図書館の実現への県民の期待は大きい。

本協議会の協議においても、各委員から出された意見の背景には、一日も早い県立図書館の新館建設実現へ向けた強い願望が込められていたことを改めて付記しておきたい。

おわりに

様々な情報を集積し、文化の全体像を未来に伝えるといった図書館の役割は変わらず重要なものであり、これまで行ってきた図書館の活動は十分評価すべきものがある。時代の変化を理由に安易にそれを変えてはならない。

その上で、これから図書館にあっては、目的を持って利用する人にアクティブに情報提供することを本務とし、新施策を積極的に展開しなければならない。

この意味合いからすれば、我が国の図書館はまだ発展途上にあり、その役割や機能は社会的にもっと認知されるべきである。と同時に、図書館は新たな施策展開を通じて社会に積極的に働き掛け、様々な機関や外部の人材と連携し、広い意味でのマネジメントのセンスを身に付ける必要がある。県立図書館は、こうした新しい視点による公立図書館運営の先頭に立つべきである。

「ビジネス支援」は、そのための大きな一步であるといえるだろう。

〈本文注〉

(注1) PFI方式

- ・Private Finance Initiative の略。
- ・これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。
- ・主としてイギリスで用いられているが、日本でも1999（平成11）年、PFI推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が制定された。

(注2) 公共貸与権

- ・公共図書館からの資料の貸出に応じて、著作権者に補償金を支払う制度。
- ・ヨーロッパ、オセアニアなど約20か国で認められている。

(注3) 進化するニューヨーク公共図書館（ルボ）

- ・『中央公論』1999年8月号
- ・図書館が新しいビジネス、文化、芸術を生み出し、市民の夢を実現するための「孵化器」となっているアメリカの現状を、ニューヨーク公共図書館の取材を通して紹介したルポルタージュで、各方面で反響を呼んだ。特にビジネス・起業家への支援を全面的に打ち出した、科学産業ビジネス図書館（SIBL＝シブル）の徹底したビジネス支援、起業家支援についての記述は、我が国の公共図書館が模索する新しいサービスに一つのモデルを提示するものとして注目されている。

(注4) 非来館型

- ・図書館として来館者へのサービスを軽視することではない。県民が来館、非来館を問わず、利用したい時に、山梨県内どこに居住していても、等しく図書館を利用できる体制を整備すること。

県立図書館が積極的に市町村立図書館等を支援することにより、住民（県民）は、地域において、充実した図書館サービスを受けられたり、県立図書館の資料が利用できるようになる。県立図書館自身もホームページを通じた情報発信や蔵書検索、コンピュータネットワークの拡充、メールによる調査依頼の受付に積極的に取り組むなど、時間と距離の制約を超えた全県的なサービス提供を目指す。

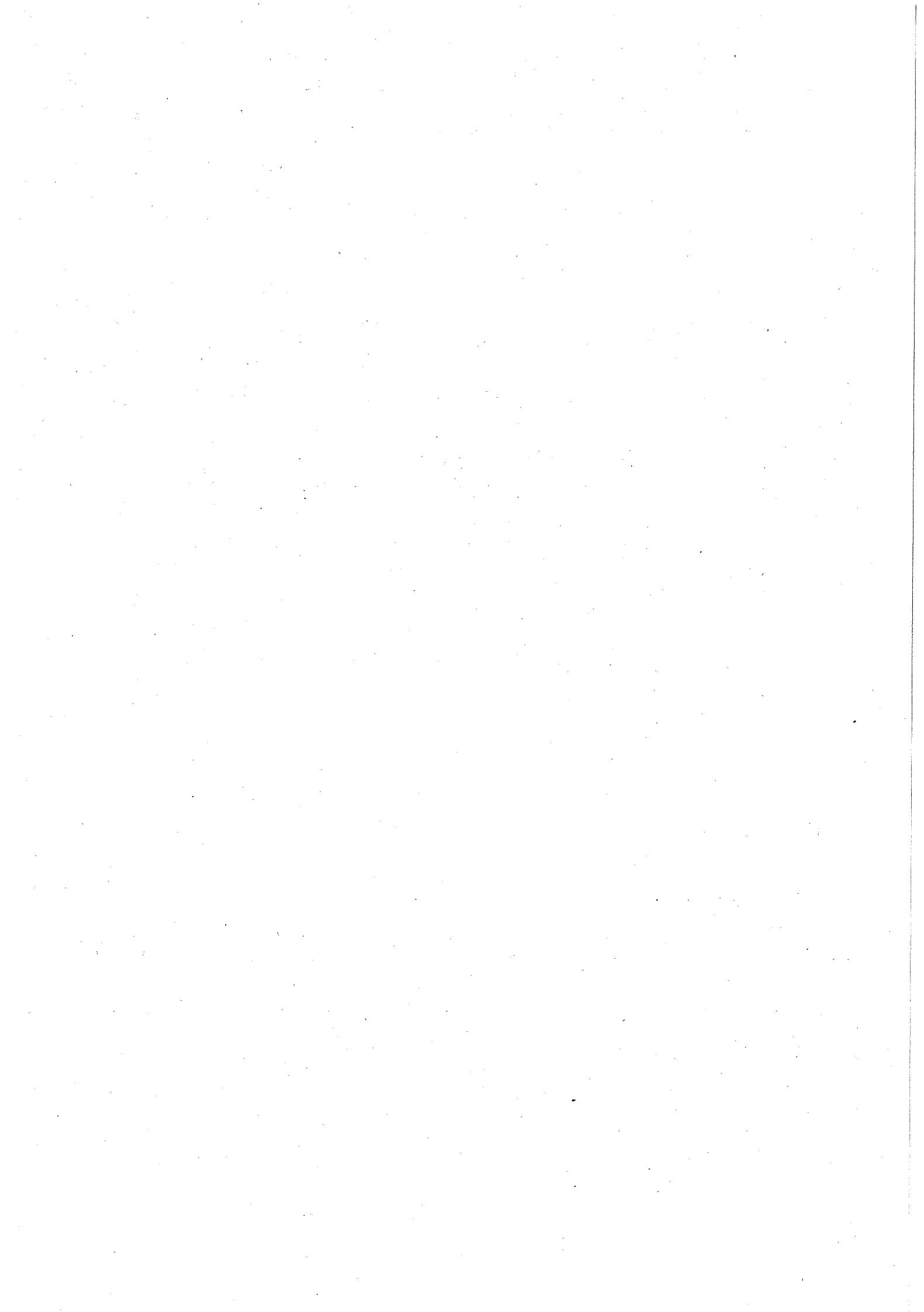
(注5) ハイブリッドライブラリー

- ・ハイブリッドカーが排気ガス規制地域を電気で、規制緩和地域をガソリンエンジンで走るように用途に応じて「紙」資料と電子媒体等の資料を使い分け、融合させて提供する図書館。
- ・これを実現することで、調べものがある場合、事典などの活字資料で調べるとともに、より幅広い情報や最新の情報・動向を新聞のデータベースやインターネットの検索エンジンなどで入手し、さらに専門書、研究書などでより深い知識、情報を得ることが可能になる。

資料

山梨県図書館協議会委員名簿（平成14年度・15年度）

山梨県図書館協議会開催経緯



山梨県図書館協議会委員

任期 平成14年7月24日～
平成16年7月23日

No.	氏名	所属・職業	性別	法的根拠
1	ふるや よしひろ 古屋 義裕	山梨県立石和高等学校長 高校教育研究会図書部会長	男	学校教育関係者
2	ひろせ としお 広瀬 敏夫	甲府東中学校教員	男	
3	あまの ますか 天野ますか	大月市立猿橋小学校図書館司書	女	
4	にしやま けんご 西山 賢吾	図書館と歩む会やまなし会長	男	社会教育関係者
5	あおやぎ ちえみ 青柳千絵美	田富町立図書館司書	女	
6	そねはら ひさし 曾根原久司	NPO法人えがおつなげ代表理事	男	
7	ほそかわ たかみ 細川たかみ	山梨大学講師	女	
8	まつおか かなめ 松岡 要	日本図書館協会総務部長	男	
9	まえぞの しゃけい 前園 主計	山梨英和大学教授	男	
10	いちのせ よしのり 一瀬 美教	(株)大直社長	男	
11	アンネリース・ マルタン	ル・キャナール・ドレ有限会社社長	女	学識経験者
12	あかいけ きょうこ 赤池 京子	山梨学院大学総合図書館司書	女	
13	こみやま みつえ 小宮山光江	図書館利用者	女	
14	さとう もりたか 佐藤 守孝	農業	男	
15	くぼた ふみあき 窪田 文明	財団法人 やまなし産業支援機構総務部長	男	

平成14・15年度山梨県図書館協議会協議経過

回数	開催日時	協議内容
第1回	平成14年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱式 ○県立図書館長諮問 ○協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の趣旨について ・ これまでの諮問・答申の内容について ・ 県立図書館の概要について
第2回	平成14年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビデオ「NHKクローズアップ現代 －ビジネス支援図書館」視聴 ・ 協議題（諮問事項）検討の観点について ・ 「中間まとめ」作成について
第3回	平成15年 2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中間まとめ」（案）について
第4回	平成15年 8月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ○報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立図書館の運営の現況について ○協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの協議経緯と「中間まとめ」（案）の取り扱いについて ・ 具体的な項目に関する検討について
第5回	平成15年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県立図書館協議会答申（原案）について ・ 小委員会の構成と原案の検討について
第6回	平成16年 2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県立図書館協議会答申（原案）に関する最終協議 ・ 答申日時と方法について
	平成16年 5月19日	○答申